

## 子ども・子育て支援法施行令要綱

第一 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第二十条第三項（法第二十三条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の認定は、小学校就学前子どもの法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うものとする。 （第一条関係）

第二 支給認定の変更の認定について、法第二十三条第三項の規定により法第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定を準用する場合並びに法第二十三条第五項において法第二十条第二項、第三項及び第四項前段の規定を準用する場合の技術的読替えを定めるものとする。 （第二条関係）

第三 法第二十四条第一項第三号の政令で定めるときは、当該支給認定保護者が、正当な理由なしに、法第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき及び当該支給認定保護者が法第二十条第一項又は第二十三条第一項の規定による申請に関し

虚偽の申請をしたときとすること。（第二条関係）

第四 特例施設型給付費の支給について、法第二十八条第四項の規定により法第二十七条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用する場合の技術的読替えを定めるものとする。 （第四条関係）

第五 特例地域型保育給付費の支給について、法第三十条第四項の規定により法第二十九条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用する場合の技術的読替えを定めるものとする。 （第五条関係）

第六 特定教育・保育施設の確認の変更について、法第三十二条第二項の規定により法第三十一条第三項の規定を準用する場合の技術的読替えを定めるものとする。 （第六条関係）

第七 法第四十条第一項第八号の政令で定める国民の福祉若しくは学校教育に関する法律は、学校教育法、児童福祉法等とすること。（第七条関係）

第八 法第四十条第二項の政令で定める者等

一 法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者から除く政令で定める者は、当該確認の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その

他の当該事実に関して当該教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を考慮して、法第四十条第二項の規定を適用しないこととするものが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者とする。こと。（第八条第一項関係）

二 法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（一に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人が、法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（一に規定する者を除く。）である者等とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該確認の取消の日等とすること。（第八条第二項関係）

第九 特定地域型保育事業者の確認の変更について、法第四十四条第二項の規定により法第四十三条第四項から第六項までの規定を準用する場合の技術的読替えを定めるものとする。こと。（第九条関係）

第十 法第五十二条第一項第八号の政令で定める法律等

- 一 法第五十二条第一項第八号の政令で定める法律は、児童福祉法等とすること。（第十条第一項関係）
- 二 法第五十二条第一項第十号の政令で定める使用人は、同号に規定する事業所を管理する者とする。こと

。 (第十条第二項関係)

第十一 法第五十二条第二項の政令で定める者等

一 法第五十二条第二項の同条第一項の規定により法第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者から除く政令で定める者は、当該確認の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該地域型保育事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該地域型保育事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、法第五十二条第二項の規定を適用しないこととすることが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者とする。 (第十一条第一項関係)

二 法第五十二条第二項の同条第一項の規定により法第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者 (一に規定する者を除く。) に準ずる者として政令で定める者は、法第五十二条第一項の規定により法第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者 (一に規定する者を除く。) において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に、当該地域型保育事業を行う者 (法人である場合に限る。) の役員等であった者等とし、法第五

十二条第二項の政令で定める日は、当該確認の取消しの日等とすること。（第十一条第二項関係）

第十二 法第五十八条第一項の規定による報告は、特定教育・保育提供者が教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事が定めるところにより行うものとする。 （第十二条関係）

第十三 この政令は、法の施行の日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

第十四 経過措置に関する事項

一 この政令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、法第三十四条第二項等に規定する市町村（特別区を含む。）の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項等に規定する内閣府令で定める基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなすものとする。 （附則第二条関係）

二 法附則第六条第一項の場合における法及び国有財産特別措置法の規定の適用等について技術的読替えを定めるものとする。 （附則第三条関係）

三 法附則第六条第一項の場合における保育料の徴収の委託について定めるものとする。 （附則第四条関係）

四 法附則第六条第四項の規定により市町村の長が保育料を徴収する場合における児童福祉法及び児童手

当法の規定の適用について技術的読替えを定めるものとする。 (附則第五条関係)

五 法附則第六条第一項及び第三項から第七項まで並びに二から四までに規定するもののほか、法附則第

六条第一項の規定による委託費の支払に関し必要な経過措置は、内閣府令で定めるものとする。 (

附則第六条関係)

六 法附則第七条の規定により施行日に法第二十七条第一項の確認があつたものとみなされた法附則第七条に規定する認定こども園 (その設置者が、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退したもの及び法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消されたものを除く。) の設置者が、

施行日以後に、内閣府令で定めるところにより、当該認定こども園の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第三項の認定を辞退し、学校教育法第四条第一項の認可を受けて設置する幼稚園又は児童福祉法第三十五条第四項の認可を受けて設置する保育所等について、法第二十七条第一項の確認の申請を行えるようにする等の経過措置を定めること。 (附則第七条関係)